

福岡県私立専修学校設置認可審査基準新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(校長の資格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 常勤ではない兼務校長を置く専修学校については、校長に代わって職務を遂行できる<u>基幹教員</u>を配置することを要するものとする。</p> <p>(教員数)</p> <p>第4条 専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。) 第39条に規定する教員数については、次の各号によることとする。</p> <p>(1) <u>基幹教員</u>は、同時に授業を行う学級数以上の数を確保するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則 この取扱基準は、平成6年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この取扱基準は、平成13年5月7日から施行する。</p> <p>附 則 この取扱基準は、平成18年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 この取扱基準は、平成19年12月26日から施行する。</p> <p>附 則 この審査基準は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この審査基準は、令和3年1月21日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この審査基準は、令和5年9月29日から施行する。</u></p>	<p>(校長の資格)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 常勤ではない兼務校長を置く専修学校については、校長に代わって職務を遂行できる<u>専任の教員</u>を配置することを要するものとする。</p> <p>(教員数)</p> <p>第4条 専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号。以下「設置基準」という。) 第39条に規定する教員数については、次の各号によることとする。</p> <p>(1) <u>専任教員</u>は、同時に授業を行う学級数以上の数を確保するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則 この取扱基準は、平成6年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 この取扱基準は、平成13年5月7日から施行する。</p> <p>附 則 この取扱基準は、平成18年9月1日から施行する。</p> <p>附 則 この取扱基準は、平成19年12月26日から施行する。</p> <p>附 則 この審査基準は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この審査基準は、令和3年1月21日から施行する。</p>